

## 身体拘束を最小化するための指針

### 1. 身体拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者の生活の自由を制限し、尊厳を損なうものである。身体拘束により、身体的・精神的・社会的弊害をもたらす。当院では、患者の尊厳を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、拘束による弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの提供に努める。

### 2. 基本方針

#### 1) 身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は禁止とする。

この指針でいう身体拘束は、抑制帯等患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

#### 2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

##### (1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う要件

患者または他の患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行うのは、次の3つの要件をすべて満たしている場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

- ・切迫性：患者又は他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

##### (2) 要件の確認と説明と同意

患者の状態が、(1)の要件に該当するかどうかは医師・看護師を含む患者に関わる複数の職員で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得る。緊急に拘束の必要性が生じた場合は事後に説明し同意を得る。

(3) 身体拘束を行う場合は、当院の「身体拘束手順」に準ずる。

### 3) 身体拘束禁止に取り組む姿勢

- (1) 職員全員で、身体拘束禁止に取り組む。
- (2) 患者の身体拘束を必要とする行動の要因を探り、改善する。
- (3) 代替え方法はないかを考え、ケアの方法の改善に取り組む。
- (4) 身体拘束をしないための環境の整備等、創意工夫をする
- (5) 身体拘束を行う必要性を生じないために、日常的に以下のことに取り組む。
  - ① 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
  - ② 言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないよう努める。
  - ③ 患者の思いをくみ取り、患者の意向に添ったケアの提供に努める。

### 4). 当院での身体拘束となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑤ 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、腰ベルトや車椅子テーブルをつける。
- ⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑦ 鼠径部からのラインの留置があり、下肢や大腿部関節の屈曲により、治療に支障が出る可能性が高い場合に、足関節や膝関節をひも等で縛る。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 自分の意思で開けることのできない居室等へ隔離する。

## 5). 当院では、身体拘束には該当しない患者の行動の制限

### ① 薬剤による行動の制限

薬剤の使用に関しては、患者・家族等に十分な説明を行ない、同意を得て使用する。

不眠時や不穏時の薬剤指示については、医師・看護師、必要時には薬剤師と協議し、対応する。

行動を落ち着かせるために向精神薬を使用する場合は、患者に不利益が出ないようにする。

各診療科において対応困難な症例に関しては、脳神経内科へコンサルトし、対応する。

### ② 患者の身体または衣服に触れない用具による行動の制限

患者の自由な行動を制限すること意図した使用は最小限とする。身体的または衣服に触れない用具とは、離床センサー、四点柵をいう。

## 3. 身体拘束最小化のための体制

院内に身体拘束最小化委員会を設置し、身体拘束最小化チーム（以下「チーム」）を設置する。

### 1) チームの構成

チームは医師、看護師、薬剤師、理学療法士もしくは作業療法士、診療放射線技師、救急救命士、臨床工学技士をもって構成する。

### 2) チームの役割

- ① 身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員へ周知徹底する。
- ② 本指針の職員への周知し活用を促進する。
- ③ 本指針及び身体拘束に関する手順等の見直しとその周知を行う。
- ④ 身体拘束最小化のための職員への教育・研修を行い、記録する
  - ・年1回の職員研修と新任者に対する研修その他、必要な教育・研修を行う。

令和7年5月1日 作成

令和8年2月5日 改訂